

豊島区監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成29年度工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成30年 8月 1日

豊島区監査委員	永	田	謙	介	監査委員の印
同	鎌	形	満	征	
同	中	川	貞	枝	
同	永	野	裕	子	



(写)

30豊総総発第450号  
平成30年7月17日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫 (公印)

平成29年度工事監査結果報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第199条第12項の規定の基づき、別紙のとおり通知します。



**平成29年度工事監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2 2意見・要望</b></p> <p><b>I 池袋第三小学校改築工事</b></p> <p>(1) 今後の計画に向け、良い点は積極的に取り入れ、さらなる改善を</p> <p>本件池袋第三小学校改築工事においては、地域や保護者等の協働による学校づくりを実現するため、計画段階から地域住民・PTA等で構成する「池袋第三小の建替え等を考える会」で協議・検討が行われ、『池袋第三小学校建替え基本構想に関する提言書』が区に提出された。この提言書をもとに、『豊島区池袋第三小学校改築基本構想・基本計画』を策定し、①楽しい居場所となる学び舎をつくる②地域のシンボルとなる景をつくる③安全・安心の装置をつくる④自然を活かし自然に親しむ環境をつくる⑤十分な運動と催しに対応できる広さの校庭をつくる、の『5つの基本方針』が定められた。</p> <p>これら基本方針の実現に向け、普通教室には、ICT設備を導入し、体育館等には秋田杉を用いるなど暖かみを感じられる学習空間を創り、楽しい居場所となる学び舎が実現されている。</p> <p>また、北側には立教大学等文教地区があるため、立教大学の煉瓦を地域カラーとし、周辺環境と同調するよう外壁や歩道を整備するとともに、植栽、屋上・壁面緑化など緑を増やし、旧校舎にあった慈母ふくろうの像の移設や池三池・ビオトープの整備、伐採された樹木のベンチへの再生など、地域のシンボルとなる景を実現している。</p> <p>安全・安心の装置をつくることにおいては、上部構造の規模、架構形式、経済性、安全性、施工性から最適な工法を選定しており、学校敷地の周囲においても、狭隘な道路に囲まれていた歩道を整備することで児童のみならず地域住民の安全性を確保している。また、小学校敷地と道路を挟んだ場所にある子どもスキップ棟に歩道橋を整備し、教育施設と子ども・地域利用施設とが機能的に利用できる構造とするなど、校舎棟・子どもスキップ棟とも、児童等の安全性が確保されている。さらに、災害時の活動拠点として機能を十分発揮できるよう非構造部材の耐震化を含め、総合的な耐震安全性を確保した構造となっている。また、地域の防</p>	<p><b>第2 2意見・要望</b></p> <p><b>I 池袋第三小学校改築工事</b></p> <p>(1) 今後の計画に向け、良い点は積極的に取り入れ、さらなる改善を</p> <p>学校改築にあたっては、計画段階から地域や保護者等との協働による学校づくりを進めるだけでなく、学校側の意見も随時取り入れながら設計、施工を進めている。</p> <p>今後の改築についても、これまで積み重ねてきた学校改築のノウハウを生かすとともに、新しい教育課題や学校の意見も十分に踏まえたより良い学校改築を目指していく。</p> <p>(学校施設課、施設整備課、放課後対策課)</p>

災拠点として、災害情報の伝達、給食・給水、医療救援などの応急活動の実施や被災者のため避難所を提供する救援センターの機能を持ち、子どもスキップ棟には、地域の防災拠点となる防災資器材、防災倉庫を整備している。

電気設備、給排水設備、機械設備においては、メンテナンスの容易性、省資源・省エネルギー、災害時の利用等、環境に配慮した機器を整備し、池三池・ビオトープをはじめ熱交換塗料によるヒートアイランド対策舗装の整備、校舎棟には自然採光と通風を確保する光庭を整備するなど、自然を生かし自然に親しむ環境が実現されている。

広さの点においては、『小学校設置基準』（平成14年文部科学省令第14号）による校舎・運動場の必要面積に比し、運動場では基準面積を下回ることになったが、地域の実態その他の特別の事情、かつ教育上支障がないとの設置基準ただし書きを適用し着工したものである。これには、運動会・地域の祭りやイベントなど、運動場を有効に活用できるよう、校舎2階バルコニーに保護者や地域住民の観覧スペースを配すなど、基準面積を下回る部分について、十分な運動と催しに対応できる広さを実現するよう工夫がなされている。

特筆すべきクレームや労働災害もなく完了した本改築工事においては、地域を含めた関係者の意見が反映された基本方針が行き渡っており、手続き、内容とも適切なものであった。

一方、今回監査において、実際に使っている学校側から、部屋の多くが透明ガラスで設えていることで内外の見通しが良くなり明るい印象となった半面、プライバシーへの配慮のためブラインドやロールカーテンなど工夫が必要であるといった意見や玄関が狭いといった意見が寄せられたところである。

については、今後も学校改築の予定がある中で、当校のような主事室・事務室の両方から来校者が確認できるなど、良い点については積極的に取り入れ、また、実際に使用している側からのこれら意見についても十分に反映させながら、教育内容・方法の多様化、情報化、環境対策等の社会情勢の変化に対応するよう、さらなる改善を図ることを期待する。

（施設整備課、放課後対策課、学校施設課）

所管部課： 施設整備課、放課後対策課、学校施設課

**平成29年度工事監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2 2意見・要望</b> II 勤労福祉会館大規模改修工事</p> <p>(1) 各施設・団体が特徴を生かし連携しながら統一感・存在感のある運営を</p> <p>旧勤労福祉会館は、区内勤労者の福祉向上を目的に昭和59年5月に開館し、以来多くの区内の企業・商工団体・勤労者が、大小会議室、用途に応じた特別室や運動施設などを利用してきた。また、地域の多様な活動の拠点である区民ひろば（旧児童館や旧ことぶきの家）も併設され、乳幼児から高齢者まで世代を超えた交流の場としても利用されてきた。この他、郷土資料館や男女平等推進センターも設置されるなど、会館の利用対象は拡大してきたが、築30年を超え、老朽化とともに使いづらく利用者ニーズに応じきれない状況となっていた。</p> <p>こうした中で、本件改修に当たっての施設のテーマを、地域の商工・産業の振興及び区民の地域活動の支援まで広げ、建物の施設機能や外観に示されるように、従来の区施設の堅く地味なイメージから、これからの区の商工・産業を明るく賑わいのあるものに変更したものとしている。</p> <p>1階フロアに、ニューヨークの人気カフェレストランを誘致し、また、広く取られた玄関ホール正面に施設の総合受付・案内を配置し、建物全体の管理を担う事務室を置くことで、従来と比べ、来客へのおもてなし感と分かりやすさを打ち出しながら、施設利用案内から管理まで効率的に対応・管理のできる配置としている。</p> <p>2階区民ひろば西池袋は、1・2階に分かれていたフロアをワンフロアに集約し、利用別の部屋の配置や内装を一新したことで、利用者が活動しやすい施設となっている。</p> <p>3階の男女平等推進センターについては、地下の保育室使用といった不便な配置からワンフロア全体を使用した配置に変更することで、今後のセンター機能の拡大にも対応できる施設内容としている。</p> <p>3階の男女平等推進センターについては、地下の保育室使用といった不便な配置からワンフロア全体を使用した配置に変更することで、今後のセンター機能の拡大にも対応できる施設内容としている。</p> <p>5階、6階は、130名収容の多目的ホールをは</p>	<p><b>第2 2意見・要望</b> II 勤労福祉会館大規模改修工事</p> <p>(1) 各施設・団体が特徴を生かし連携しながら統一感・存在感のある運営を</p> <p>指定管理者とは毎月1回、館内の区施設（生活産業課、郷土資料館、区民活動推進課、男女平等推進センター、区民ひろば西池袋及び指定管理者）については、2か月に1回、定期的な調整の場を設け、連携が図れるよう調整を行っている。同様に当館を拠点としている各種産業団体においても2か月に1回、調整の場を設けている。今後も統一感・存在感のある運営が行えるよう連携に努める。</p> <p>（生活産業課、施設整備課、男女平等推進センター、区民活動推進課、地域区民ひろば課、生活産業課、文化デザイン課）</p>

じめ利用目的に応じた大小の会議室や和室、工芸室、美術室、音楽室、料理実習室を配置し、区民の多様なニーズに応じることのできる施設・設備内容となっている。

7階は、郷土資料館をリニューアルし、展示、収蔵、資料整理等の各スペースを確保している。

地下2階の運動スペースであるアリーナの壁面の一部は、東京五輪の正式種目となった人気のスポーツ競技「ボルダリング」壁とされており、また、男女別シャワー室の他、「だれでもシャワー室」といった独立したシャワー室を設置するなど、快適に利用できるよう改善が図られている。

外観においても青とシルバーのパネルによりおしゃれな装いを施し、夜間には北東側壁面の青いパネルのサインが発光し、施設の存在がひと目でわかるようになっている。

このように生まれ変わった IKE・Biz としま産業振興プラザが、豊島区の商工・産業・地域・文化の振興に寄与する多目的拠点施設として、各施設・団体がそれぞれの特徴を生かし、相互に連携しながら、建物の外観同様、統一感・存在感のある運営を行うことで、区が推進する「国際アート・カルチャー都市」実現の重要な一端を担うよう期待する。

(施設整備課、男女平等推進センター、区民活動推進課、地域区民ひろば課、生活産業課、文化デザイン課)

所管部課: 施設整備課、男女平等推進センター、区民活動推進課、地域区民ひろば課、生活産業課、文化デザイン課



**平成29年度工事監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2 2意見・要望</b> II 勤労福祉会館大規模改修工事</p> <p>(2) 安全な状態を保持するよう適時・適切な点検を</p> <p>IKE・Biz としま産業振興プラザの青とシルバーのサイン設置及び外壁部外装材が「あと施工アンカー」1を使用した取付けとなっていた。このうち外装材については、現場での調査により、ホーローパネル下地からの支持が難しい点、ブラケットの固定ピッチによってはホーローパネル下地が無い位置に取り付けねばならない点などから、当初の計画を変更し、「あと施工アンカー」を使用し施工されたものである。「あと施工アンカー」については、建築基準法第37条で示す指定建築材料として位置づけられておらず、原則、建築物の基礎や主要構造部には使用できないものとされている。</p> <p>主管課の説明では、本件改修工事においては、設置された外装材及びサインは、何れも主要構造部ではない、非構造部材である外装材等に当たるものであり、「あと施工アンカー」の使用制限を受ける部位ではないこと、また、施工に当たっては、建築工事監理指針に基づく引張試験を行い、「あと施工アンカー」有資格者により安全性を確認しつつ、工事を実施したものであるとのことから、妥当な施工であったと判断するが、とはいえ、建築基準法第37条で示す指定建築材料ではないため、建築物の新築等に際して、その使用には法による種々制限を受ける材料であることから、維持管理については今後も留意していく必要があると考える。</p> <p>ついでには、予防的な保全の観点から、「あと施工アンカー」で施工したサイン及び外装材の維持管理につき、適時・適切な点検の実施に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課、生活産業課)</p>	<p><b>第2 2意見・要望</b> II 勤労福祉会館大規模改修工事</p> <p>(2) 安全な状態を保持するよう適時・適切な点検を</p> <p>豊島区区有施設の点検に関する要綱に基づき、安全点検整備計画書を年度初めに作成し、定期的な安全点検を実施している。安全点検実施後には、安全点検実施報告書を提出してもらい現状確認と必要があれば修繕を行う。今後も、安全な状態を保持するよう適時・適切な点検の実施に努める。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課、生活産業課)</p>
	<p>所管部課： 施設整備課、生活産業課</p>

**平成29年度工事監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2 2意見・要望</b> Ⅲ 大塚駅南自転車駐車場（仮称）整備工事及び工事40号大塚駅南口広場整備工事</p> <p>（1）安全性を重視した計画・設計を行うとともに経済的・合理的な予算執行を</p> <p>これまでJR大塚駅周辺は、駅を挟み街が南北に分かれ、印象として地域の一体感が希薄であったため、南北通行による利便性・回遊性の向上や狭隘な駅前解消による賑わいの実現などが大きな課題となっていた。</p> <p>このような状況の中、本区の長年にわたる街づくり施策の取り組みやJRの駅舎大改造、また、まちづくり団体をはじめとする地元団体の熱心な街づくり活動が相まって、平成21年度の南北自由通路の開設から始まり、今年度大塚駅南口駅前広場及び大塚駅南自転車駐車場が整備された。</p> <p>このうち、大塚駅南口駅前広場（愛称：トラムパル大塚）の整備工事では、もともと傾斜のある土地を平らに削り低い位置に広場を設けることで、歩行者の通行を妨げることなく地域の様々な諸行事などのイベントも開催できるよう整備され、地域住民が集い憩い、駅前商店街の賑わいを創出するなど、さまざまな機能・目的に利用できる開放感のある空間に生まれ変わった。</p> <p>本件整備工事で、地階大塚駅南自転車駐車場からの地上出口がエレベーターのほか、広場南西側と北東側の2か所に建設されたが、この地上出口部分については、東京都交通局との事前協議で、都電運転手の歩行者の視認確保のため見通しの良い構造物にしてほしいと要望され、区は透明性を長期間にわたり確保できることを理由に、その素材をガラスに決定した。</p> <p>ガラスの種類については、安全上の観点から、暴風時正圧（内側方向へかかる荷重）、暴風時負圧（外側方向へかかる荷重）、積雪時、積雪時+暴風時のパターンからガラスの強度を検討し、12mm+10mmの強化合わせガラスを選定した。トップライトについても同様に、強化合わせガラスの施工としたものである。</p> <p>ガラスの安全性については、財団法人日本建築防災協会が『安全・安心ガラス設計施工指針』（平成23年発行）をまとめ、破損による2次</p>	<p><b>第2 2意見・要望</b> Ⅲ 大塚駅南自転車駐車場（仮称）整備工事及び工事40号大塚駅南口広場整備工事</p> <p>（1）安全性を重視した計画・設計を行うとともに経済的・合理的な予算執行を</p> <p>本件トップライトは、都電運転手の死角を少なく、長期間に透明性を確保できるガラス素材としている。また、強度確保のため、強化合わせガラスの施工としたものである。</p> <p>トップライトの強度については、人が乗ることを想定していないが、人が乗る以上の風荷重及び積雪荷重に対し安全であるよう設計し、施工している。</p> <p>ご指摘の北東側出口においては、トップライト上面や側面に「大変危険ですので絶対に上らないでください」の標示を行い、注意喚起を行っている。あわせて、後付ではあるが、反射光対策用のルーバーが障害物となり、トップライトに登りづらい構造となっている。</p> <p>また、南西側駐輪場地上出口のトップライト周辺は、地下の駐輪場の躯体との土被りが浅いため、北東側出口と同様に「大変危険ですので絶対に上らないでください」の注意喚起標示を行っている。</p> <p>今後は、物理的によじ登りを防止するための工夫（プランターやソフトコーン等の設置）について検討していきたい。</p> <p>本件のように関係諸機関が多数の事業は、各諸機関の法令、基準、要望等が多岐にわたり、十分な準備期間や様々な予見が必要であることを認識した。今後の事業は、危険性を内包する箇所については安全性を重視し、計画・設計を行い、現場の状況に適合した経済的・合理的な予算を執行するよう努めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（道路整備課、土木管理課）</p>

災害を防止する事を目的に、建築設計者・施工者に対し広く周知を行っている。指針では、トップライトにガラスを用いる際の注意事項として、「踏み抜き事故防止のため、乗らせない構造と、人が乗らない前提でも合わせガラスの採用を推奨する」とあり、2次災害を防止するためトップライトには、「合わせガラス」の採用はもとより「乗らせない」設計の必要性を挙げている。

しかしながら、本件トップライトは、南西側駐輪場地上出口では低い箇所です地上 98 cm、北東側出口においてもルーバーの障害物はあるが、101 cmの高さであった。

高さについて、『子どものからだ図鑑－キッズデザイン実践のためのデータブック』（産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター、日本インダストリアルデザイナー協会、キッズデザイン協議会監修）には、7歳の子供でさえその半数が、102.3 cmの台に登ることができるという計測結果が出ている。つまり、それぞれ 98 cm・101 cmの本件トップライトの高さは、「乗らせない」構造としては不十分な高さであったと言える。

また、トップライトの強度については、人が乗ることを想定していないが、人が乗る以上の風荷重及び積雪荷重に対し安全であるよう設計しているとの所管課の説明であったが、本件のような、容易に乗ることのできる状況にあって、様々なシーンを想定した場合、踏み抜きやガラスが割れるなどの懸念は完全には払拭できないことから、防護柵の設置や効果的な表示を行うなど、よじ登りの防止措置を講じるべきであると考えます。

一方、平成 21 年から計 9 回、東京都交通局との打ち合わせを行い建築された広場北東側の地上出口において、太陽の反射光がまぶしく都電の運行に支障があると東京都交通局から申し入れがあったため、区は急遽、反射防止策としてトップライト部分にルーバーの取付けを行った。これは当初設計段階で予定の無かった追加工事で施工したものである。

『ガラスカタログ』（日本板硝子（株）発行）では、トップライトにガラスを使用する際の設計上の注意点として、「特に傾斜壁面の場合、強い反射光が水平に近い状態で遠方まで影響し、問題化するケースが多く、注意が必要である」とあり、傾斜で使用するガラスの光反射について、交通機関への影響も例示し注意喚起を行っている。

本件工事区域はまさに、都電荒川線が二方を

囲んでいる位置にあるため、太陽の反射光についても、ガラスで施工する上で当然考慮すべきであった事項と言える。

監査した結果、これら予見の重要性が改めて確認されたわけであるが、今後は、想定される様々な予見から、危険性を内包する箇所については安全性を特に重視し、計画・設計を行うとともに、関係諸機関とのより綿密な打ち合わせを行いながら、現場の状況に適合した経済的・合理的な予算を執行するよう努められたい。

(道路整備課)

所管部課： 道路整備課

**平成29年度工事監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2 2意見・要望</b> Ⅲ 大塚駅南自転車駐車場（仮称）整備工事及び工事40号大塚駅南口広場整備工事</p> <p>（2）利用率の向上を</p> <p>大塚駅における自転車利用者の利便性向上と、かつて全国ワースト3ともなった駅周辺の放置自転車の解消を目的に、大塚駅南口駅前広場の地下に、平置き700台の収容が可能な大塚駅南自転車駐車場（仮称）整備工事を実施し、駅舎に直結の利便性が高い駐輪施設として、平成29年6月開設した。</p> <p>収容台数の根拠については、平成21年の大塚駅周辺での駐輪需要台数調査に基づき、整備目標台数を1,400台とし、さらに、JR大塚駅ビル建設による一時利用分506台を引いた894台をもとに、より多くの台数の収容が可能なスライドラック式で、1,000台を目標に計画した。その後、昨今の自転車の大型化・重量化により、スライドラック式ではかえって使いづらい駐輪場になってしまうことから、ラックを設置しない平置き式に計画を変更し、最終的に収容台数を700台としたものである。</p> <p>しかしながら、利用状況を見ると、近隣駐輪場である大塚駅北口第一駐輪場の利用率が110%、大塚駅北口第四駐輪場が128%と、何れも100%を超えている中で、当大塚駅南自転車駐車場は67%であり、駅南口・北口の差はあるが、低いように思われる。</p> <p>（表省略）</p> <p>当自転車駐車場が開設間もないことや、北口の2つの駐輪場が現在稼働中であること、また、放置禁止区域の設定により駐輪需要が抑えられたことも一因であろうが、今後は、北口再開発に伴う需要の増加や周辺地域のマンション建設など駐輪ニーズが高まる要素もあり、当自転車駐車場については、利用率の推移を見守る必要がある。</p> <p>その中で、依然として利用率の低迷が懸念されるような場合は、各種媒体により施設の周知を行うなど利用率の向上を図られたい。また、その他利用率の低い駐輪場においては、積極的に利用率の向上を図り放置自転車の解消に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（土木管理課）</p>	<p><b>第2 2意見・要望</b> Ⅲ 大塚駅南自転車駐車場（仮称）整備工事及び工事40号大塚駅南口広場整備工事</p> <p>（2）利用率の向上を</p> <p>大塚駅周辺の自転車駐車場は、地域全体としてみれば利用率が高い地区といえるが、北口への偏重が著しいことは確かである。北口地区では今後2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、北口ロータリーの整備が計画されており、これに伴い大塚駅北口第一及び大塚駅北口路上の各自転車駐車場の撤去が予定されている。北口地区で432台の収容力が失われることになり、代替措置を検討している。大塚駅南口自転車駐車場を利用してもらうことが最善と考えており、JR高架のガードを北口から南口へと安全に通過するための対策を検討していく。</p> <p>その他の利用率の低い西巢鴨駅自転車駐車場、千登世橋自転車駐車場については、地区全体での利用者数と収容台数との需給バランスが低率で保たれている。南長崎自転車駐車場についてはスポーツセンターに附置される形で設置されているため、スポーツセンター自体に自転車で来る利用者数との関係が強い。これらの自転車駐車場についても、近隣自転車駐車場の改修の際の代替駐車場として重要な役割を担っている。</p> <p>自転車駐車場は放置自転車を解消するのが本来の設置目的である。本区では放置自転車撤去の台数がピーク時の40%程度まで減少し、さらに駅周辺への乗り入れ台数もピーク時の60%程度まで下がっている。放置自転車の減少に伴って、当初の計画台数で設置された自転車駐車場の利用率が地区によって下がってきたことは、放置自転車対策が功を奏し本来目的を達成しつつあることの現れと考える。</p> <p style="text-align: right;">（土木管理課）</p>
（土木管理課）	所管部課： 土木管理課

**平成29年度工事監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2 2意見・要望</b> IV 雑司が谷中央児童遊園便所他改修工事</p> <p>(1) 公共トイレの改修の効率化について</p> <p>昭和44年3月に建築された雑司が谷中央児童遊園便所は、老朽化が進み、高齢者・女性など区民にとって利用しにくい施設となっていたことから、平成26年度から10年間の『公園施設長寿命化計画』（平成25年度策定）に基づき、公園・児童遊園の維持管理事業の一環として、便所等の改修を21,200,400円の契約金額で行ったものである。改修にあたっては、雑司が谷地域のシンボルである鬼子母神等のイメージに調和するよう外観を和風に設え、便所内部のほか便所に至る園路においてもバリアフリーとする改修工事を行った。さらに、便所のイメージアップとして、1,404,000円の契約変更を行い、LED外部照明やステンレスドアに化粧フィルムを施すなどの追加工事も実施し、平成29年3月27日完成した。</p> <p>特に、トイレ改修について、区は、快適な公園等施設を実現し、賑わいのあるまちづくりを一層推進するため、新区民センターの大規模公共トイレの整備や全小中学校トイレの緊急改修を図るとともに、身近な公共トイレにおいても、平成29年度から集中的に改修していくとする3ヶ年計画を、平成28年度に定めたところである。本計画により、現在狭小かつ老朽化が進んだ区立公園、児童遊園等の公共トイレのうち、85箇所が改修対象となり、これらが3ヶ年で改修・整備されることから、区では、トイレ改修に掛かる経費が、今後3年間に集中する状況となっている。</p> <p>一方、トイレに至る園路のバリアフリー化も含んだ本件改修工事においては、総額22,604,400円(便所単体では約14,000,000円)を費やし、鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造の立派な仕上がりとなったと確認できたが、地方では木造平屋建構造により約半額で施工された例もあり、地域差・仕様の差により全てを比較することはできないであろうが、他の自治体の改修事例を参考にすることは改修経費の軽減を図るうえで効果的であると考えている。</p> <p>清潔なイメージを維持しトイレが使用されるには、必ずしも本件のような鉄筋コンクリート造の堅固な構造ではなく、都市部といえど</p>	<p><b>第2 2意見・要望</b> IV 雑司が谷中央児童遊園便所他改修工事</p> <p>(1) 公共トイレの改修の効率化について</p> <p>公共トイレ改修について、ご指摘のとおり、平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、平成26年度から実施してきている。実績として、平成26～28年度の改修箇所数は平均3ヵ所程度となっているが、これはバリアフリーの基準を満たすように、特に公園内にあるトイレは、トイレ本体工事だけではなく、トイレまでのアプローチとなる園路整備までを設計積算をし、発注していたため、経費や時間などの手間が大きく、一度に整備できる箇所数が少なかった。</p> <p>そこで、平成29年度より、トイレ本体工事を優先に実施する発注内容に変更した。また、建替えが必要なトイレにおいては、現場までの搬入状況にもよるが、ユニットトイレなど出来合いのトイレ製品を採用したり、構造自体も、鉄筋コンクリート造の強固なものだけでなく、木造や鉄骨造などの構造も取り入れ、経費削減を図っている。</p> <p>さらに、トイレ本体の現状の調査を行い、建替えまでを必要としないものについては、本体の構造をそのままに、内装や外壁、和式の便器などの衛生器具を洋式に取り替え・改修するといった整備なども含めながら、平成29年度から三か年で効率よく実施し、29年度は15ヶ所、30、31年度で残り70ヵ所のトイレ整備に取り組んでいく。また、日頃の点検も含めた清掃と通常の清掃で行うことが困難な細部にわたっての特別な専門薬剤や技術を活用し、良好な状態を維持していく。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>

も、むしろ改修等を短いスパンで容易に行える規格型の非堅固な構造にするなど、発想の転換が必要ではないかと考える。

今年度の定期監査でも述べていることであるが、多くのトイレ改修を効率的に実施していくには、上述した発想の転換を図るなど、今後発生する改修経費をできる限り軽減することが重要となってくる。

今後は、改修等整備経費全体の圧縮に繋がるような、これまで以上の効率的な取り組みに期待する。

また、公園は、区民の安全・安心な憩いの場であることから、日頃より細やかな点検を行うことで、公園全体の適正な維持管理に努められたい。

(公園緑地課)

所管部課： 公園緑地課





(写)

30 豊教庶発 732 号  
平成 30 年 6 月 28 日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長  
三田 一則 (公印)

平成 29 年度工事監査結果報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第 199 条第 12 項の規定の基づき、別紙のとおり通知します。



**平成29年度工事監査結果報告における  
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2 2意見・要望</b></p> <p><b>I 池袋第三小学校改築工事</b></p> <p>(1) 今後の計画に向け、良い点は積極的に取り入れ、さらなる改善を</p> <p>本件池袋第三小学校改築工事においては、地域や保護者等の協働による学校づくりを実現するため、計画段階から地域住民・PTA等で構成する「池袋第三小の建替え等を考える会」で協議・検討が行われ、『池袋第三小学校建替え基本構想に関する提言書』が区に提出された。この提言書をもとに、『豊島区池袋第三小学校改築基本構想・基本計画』を策定し、①楽しい居場所となる学び舎をつくる②地域のシンボルとなる景をつくる③安全・安心の装置をつくる④自然を活かし自然に親しむ環境をつくる⑤十分な運動と催しに対応できる広さの校庭をつくる、の『5つの基本方針』が定められた。</p> <p>これら基本方針の実現に向け、普通教室には、ICT設備を導入し、体育館等には秋田杉を用いるなど暖かみを感じられる学習空間を創り、楽しい居場所となる学び舎が実現されている。</p> <p>また、北側には立教大学等文教地区があるため、立教大学の煉瓦を地域カラーとし、周辺環境と同調するよう外壁や歩道を整備するとともに、植栽、屋上・壁面緑化など緑を増やし、旧校舎にあった慈母ふくろうの像の移設や池三池・ビオトープの整備、伐採された樹木のベンチへの再生など、地域のシンボルとなる景を実現している。</p> <p>安全・安心の装置をつくることにおいては、上部構造の規模、架構形式、経済性、安全性、施工性から最適な工法を選定しており、学校敷地の周囲においても、狭隘な道路に囲まれていた歩道を整備することで児童のみならず地域住民の安全性を確保している。また、小学校敷地と道路を挟んだ場所にある子どもスキップ棟に歩道橋を整備し、教育施設と子ども・地域利用施設とが機能的に利用できる構造とするなど、校舎棟・子どもスキップ棟とも、児童等の安全性が確保されている。さらに、災害時の活動拠点として機能を十分発揮できるよう非構造部材の耐震化を含め、総合的な耐震安全性を確保した構造となっている。また、地域の防災拠点として、災害情報の伝達、給食・給水、</p>	<p><b>第2 2意見・要望</b></p> <p><b>I 池袋第三小学校改築工事</b></p> <p>(1) 今後の計画に向け、良い点は積極的に取り入れ、さらなる改善を</p> <p>学校改築にあたっては、計画段階から地域や保護者等との協働による学校づくりを進めるだけでなく、学校側の意見も随時取り入れながら設計、施工を進めている。</p> <p>今後の改築についても、これまで積み重ねてきた学校改築のノウハウを生かすとともに、新しい教育課題や学校の意見も十分に踏まえたより良い学校改築を目指していく。</p> <p>(学校施設課・施設整備課・放課後対策課)</p>

医療救援などの応急活動の実施や被災者のため避難所を提供する救援センターの機能を持ち、子どもスキップ棟には、地域の防災拠点となる防災資器材、防災倉庫を整備している。

電気設備、給排水設備、機械設備においては、メンテナンスの容易性、省資源・省エネルギー、災害時の利用等、環境に配慮した機器を整備し、池三池・ビオトープをはじめ熱交換塗料によるヒートアイランド対策舗装の整備、校舎棟には自然採光と通風を確保する光庭を整備するなど、自然を生かし自然に親しむ環境が実現されている。

広さの点においては、『小学校設置基準』（平成14年文部科学省令第14号）による校舎・運動場の必要面積に比し、運動場では基準面積を下回ることになったが、地域の実態その他の特別の事情、かつ教育上支障がないとの設置基準ただし書きを適用し着工したものである。これには、運動会・地域の祭りやイベントなど、運動場を有効に活用できるよう、校舎2階バルコニーに保護者や地域住民の観覧スペースを配すなど、基準面積を下回る部分について、十分な運動と催しに対応できる広さを実現するよう工夫がなされている。

特筆すべきクレームや労働災害もなく完了した本改築工事においては、地域を含めた関係者の意見が反映された基本方針が行き渡っており、手続き、内容とも適切なものであった。

一方、今回監査において、実際に使っている学校側から、部屋の多くが透明ガラスで設えていることで内外の見通しが良くなり明るい印象となった半面、プライバシーへの配慮のためブラインドやロールカーテンなど工夫が必要であるといった意見や玄関が狭いといった意見が寄せられたところである。

については、今後も学校改築の予定がある中で、当校のような主事室・事務室の両方から来校者が確認できるなど、良い点については積極的に取り入れ、また、実際に使用している側からのこれら意見についても十分に反映させながら、教育内容・方法の多様化、情報化、環境対策等の社会情勢の変化に対応するよう、さらなる改善を図ることを期待する。

（施設整備課、放課後対策課、学校施設課）

所管部課： 施設整備課、放課後対策課、学校施設課